

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	製造所等の基準適合命令	
根拠法令等及び条項	消防法第12条第2項	
処分基準	根拠条項	消防法第12条第2項
	参考事項	消防法第10条第4項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法 第12条</p> <p>2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p>	